

株 主 各 位

東京都千代田区四番町6番
株式会社オプトホールディング
代表取締役社長 鉢 嶺 登

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年3月28日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月29日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区四番町6番 東急番町ビル
当社 5階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項
 1. 第24期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）
に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月28日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト

(<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、平成30年3月28日（水曜日）午後6時までには議案に対する賛否をご入力ください。（詳細は、次頁をご参照ください。）

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

(お 願 い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。

(お知らせ) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.opt.ne.jp/holding/>) にて修正後の内容を掲載いたします。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、スマートフォン、タブレット、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。(ただし、一部のインターネット閲覧ソフトウェア、スマートフォン、タブレット、携帯電話の一部機種ではご利用いただけない場合もございます。)
【議決権行使ウェブサイトURL】 <https://www.net-vote.com/>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせにつきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

株式会社アイ・アールジャパン 証券代行業務部

【専用ダイヤル】0120-975-960

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝祭日を除く）

(添付書類)

事業報告

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループの主要事業であるインターネット領域は、これまでに様々なサービスが生まれ社会に変革をもたらしており、デジタル産業革命は今後益々進展していくことが予想されております。このような環境の中で当社は1,500名を超える人材、数千社の顧客、日本国内外の販売網、そしてデジタル領域におけるノウハウを蓄積し、今後予想されるデジタル産業革命の中で大きく飛躍できる体制を構築しており、これらの当社グループ資産を積極的に活用し顧客のデジタルシフトを支援し続け新しい価値創造に挑戦することにより、未来の社会の繁栄を創ることを存在意義としております。また社是を「一人一人が社長」とし、社員一人一人が「自ら、決断し、実行し、巻き込み、やり遂げる」というイズムを掲げており、「成長に挑戦する企業と人を応援し、時代を切り拓くイノベーションを生み出し、未来の世界への繁栄エンジンとなる」ことをミッションとしております。

当社グループの事業セグメントは、マーケティング事業、投資育成事業、海外事業の3つを事業セグメントとしております。主要事業領域であるマーケティング事業が属するインターネット広告市場は、平成28年には市場規模が1兆円を超えテレビ広告に次ぐ市場へと高成長を続けております。その背景には、世の中の急速なデジタルシフトを追い風とし、ブランド広告主のテレビ広告からインターネット広告へのシフト、チラシ広告のインターネット広告へのシフト等により今後も高成長を続けていくことが予想されております。このような環境のもと、当社は、インターネット広告を通じて顧客の広告・販促における支援や顧客へのデジタルマーケティングやデジタル教育も提供しております。またデジタル領域に変革をもたらすべく、次々と新サービスを生み出しております。更には、日本国内で得たマーケティングノウハウを、韓国を筆頭に東南アジアへ展開しております。投資育成事業では、これまでインターネット領域で蓄積してきたノウハウを活用し、コーポレートベンチャーキャピタルとして、「シェアリングエコノミー、ダイレクトトレーディング、ディスラプティブテクノロジー」を投資テーマとして、ベンチャー企業投資や新規事業投資を推進し、最先端のデジタル領域における情報提供、新たなサービスや産業創造の支援を行うことにより、次代の社会繁栄への貢献を目指しております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は、82,602百万円（前連結会計年度比18.3%増）となり、営業利益2,224百万円（前連結会計年度比15.9%増）、経常利益1,921百万円（前連結会計年度比4.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,011百万円（前連結会計年度比35.6%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

<マーケティング事業>

当事業においては、「マーケティングバリューチェーン×統合マーケティング」を成長軸に、デジタルマーケティング市場における顧客のROI最大化を実現するため、当社の得意領域である運用型広告をはじめとしたインターネット広告販売、動画配信・制作、広告制作、ウェブサイト開発、SEOソリューションサービス、マーケティングを支援する各種ソリューションの提供等を行っております。また、近年マーケティングの商流トレンドが大きく変わりはじめ、企業のマーケティングのデジタルシフトが加速する中、当社は積極的にエンジニアの採用を行ってまいりました。そして、エンジニア技術者組織を組成しアドテクノロジーを中心に顧客のニーズに合わせたソリューションの開発を行い、日本全国における顧客のデジタルシフト支援全般を推進しております。

当連結会計年度においては、首都圏を中心とした大型顧客領域と地方・中小顧客領域とで戦略的に体制を切り分け、新規顧客開拓を強化しております。その取り組みによりブランド広告主の増加に加えて、既存顧客の定着により、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比16.3%増と市場成長を上回る着地となりました。

大型顧客領域においては、株式会社オプトを中核に首都圏を中心とした大型顧客開拓の専門チームを組成し、積極的な営業活動を実施しております。また、企業に向けた最新のデジタルマーケティングセミナーを開催するとともに、顧客のデジタルシフト支援ニーズに合わせ当社グループのナレッジと各種ソリューションを組み合わせた提案が顧客の支持を強く受け、取扱高を拡大しております。更には、当社グループが得意とする運用広告領域において、当社グループの自社計測ツールやメディアから取得したデータ等を一元管理し顧客の属性に応じデータマネジメントを実施することにより、当社グループの運用広告のパフォーマンスを高め、顧客からの信用を積み重ねたことにより既存顧客の定着に繋げております。

地方・中小顧客領域においても、地方・中小顧客領域を担う連結子会社であるソウルダアウト株式会社（証券コード6553）を中心として、日本全国の営業拠点にて精力的に営業活動を実施するとともに、ヤフー株式会社との連携強化やソウルダアウト株式会社が運営するオウンドメディアであるLISKULの活用により地方・中小企業の顧客数が増加し高い成長となりました。また、Google Premier Partner Awardsの「Growing Businesses Online（顧客成長部門）」（注1）にて日本国内最優秀賞を受賞し（日本国内では6社入賞し、その中で1位を獲得）、インターネットの活用による顧客の成長に大きく貢献し、地方・中小市場規模の拡大を行っております。

以上の結果、当事業の当連結会計年度の売上高は79,459百万円（前連結会計年度比16.3%増）、営業利益3,487百万円（前連結会計年度比30.7%増）となりました。

（注1）世界規模で行われるGoogle AdWordsの代理店コンテスト（プレミアムGoogleパートナーの中でも特に優れたパフォーマンスを発揮している代理店を表彰）における「顧客のデジタル支援を通じたオンライン売上の拡大にもっともふさわしい代理店」を表彰するもの。

<投資育成事業>

当事業においては、ベンチャー企業への投資によるキャピタルゲイン獲得と当社グループの中長期戦略である新規事業の恒常的収益化に向けた基盤を構築することを主眼に事業を展開しています。

コーポレートベンチャーキャピタル事業においては、当社グループの知見・人的ネットワークを活用し投資先を発掘するとともに、当社グループの経営資源を活用しながら投資先の成長支援を行い、IRR20%以上のキャピタルゲインの獲得を目標として投資先の企業価値向上に努めております。

当連結会計年度においては、動画マーケティング支援やライブコマース等を展開する株式会社Candee社等をはじめ、デジタル領域における7社へ総額約7億円の投資を行い、現在の投資残高は約55億円となっております。売却益については、当社グループの成長を加速するべく事業投資等へ資金を再投下しております。

新規事業投資においては、当社グループの中長期戦略を補完する恒常的な収益化の基盤構築を行っております。当連結会計年度において、第2四半期連結会計期間に新設した株式会社オプトワークスにて企業のAI・ビッグデータ活用を推進するデータサイエンティスト、ハイエンドエンジニア、ハイクラス人財に特化した「人財紹介」サービスを開始しており、データサイエンティストを

活用したAI領域への本格参入へ向け基盤を構築しております。また、インターネット領域の新規事業開発及び事業運営支援等のインキュベーション事業を展開する株式会社オプトインキュベートが新たに連結子会社となり、新規事業立ち上げの仕組み化を構築しております。

以上の結果、当事業の当連結会計年度の売上高は174百万円（前連結会計年度比229.6%増）、営業損失766百万円（前連結会計年度は179百万円の営業損失）となりました。

<海外事業>

当事業においては、韓国やシンガポールにおけるインターネット広告サービスの提供、東南アジア領域における海外展開調査及び支援、米国における情報収集業務を展開しております。

当連結会計年度においては、韓国におけるインターネット広告ニーズが高まる中、韓国国内にてインターネット広告サービスの提供を行っているeMFORCE Inc.の業績が好調に推移し、売上高は前連結会計年度比53.6%増、営業利益は前連結会計年度比37.3%増と高成長を遂げております。一方、東南アジアにおけるマーケティング支援については、先行投資フェーズであり、成長基盤の構築を図っております。

以上の結果、当事業の当連結会計年度の売上高は3,026百万円（前連結会計年度比104.4%増）、営業損失25百万円（前連結会計年度は96百万円の営業損失）となりました。

<その他>

当事業の当連結会計年度の売上高は445百万円（前連結会計年度比0.8%減）、営業利益271百万円（前連結会計年度比129.4%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、以下の点を主な経営課題と捉えております。

- ①マーケティングノウハウのさらなる向上
- ②当社グループ自社商品による収益性の向上・独自性の明確化
- ③顧客営業力の強化とエンジニアによる技術力の強化
- ④ガバナンスと経営スピードを両立できるグループ経営管理体制の構築
- ⑤グループ連携強化とグループアセットの活用
- ⑥生産性向上のためのITインフラ整備
- ⑦優秀な人材の確保及び育成

(3) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 資金調達状況

連結子会社であるソウルドアウト株式会社は、平成29年7月12日付での東京証券取引所マザーズへの上場にあたり、公募増資により410,000株の新株式を発行し、452,640千円の資金調達を行いました。また、上場に伴う第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）により348,600株の新株式を発行し、384,854千円の資金調達を行いました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成29年12月25日付で連結子会社である株式会社Platform IDの株式を追加取得し、同社は当社の100%連結子会社となりました。

当社は、平成29年12月26日付で保有する株式会社クラシファイドの全株式を譲渡し、同社は当社の子会社ではなくなりました。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

区分	第21期 (平成26年12月期)	第22期 (平成27年12月期)	第23期 (平成28年12月期)	第24期 (当連結会計年度) (平成29年12月期)
売上高 (千円)	66,984,083	64,052,229	69,815,591	82,602,185
経常利益 (千円)	4,067,417	1,191,850	2,004,793	1,921,582
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,092,901	267,280	745,611	1,011,088
1株当たり当期純利益 (円)	40.68	10.34	28.81	43.95
総資産 (千円)	39,436,451	37,421,413	46,325,081	46,127,842
純資産 (千円)	17,703,879	17,609,461	19,720,508	18,813,159

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（平成29年12月31日現在）

① 親会社の状況

特記すべき事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱ オ プ ト	100,000千円	100.0%	マーケティング事業
クロスフィニティ㈱	30,000千円	94.7%	SEOソリューションサービス及びメディアコンサルティングサービス
ソウルドアウト㈱	495,522千円	60.3%	中堅・ベンチャー企業向け広告代理業
スキルアップ・ビデオテクノロジーズ㈱	50,000千円	92.5%	デジタルコンテンツ配信プラットフォームの提供

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の会社を含め27社であります。

2. 当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。

3. 当社は、平成29年12月26日付で保有する株式会社クラシファイドの全株式を譲渡し、同社は当社の子会社ではなくなりました。

(11) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

当社グループは、当連結会計年度末において、株式会社オプトホールディングと連結子会社27社により構成されており、インターネット広告販売及び広告制作、ウェブサイト開発、SEOサービス、マーケティングを支援する各種ソリューションの提供、オムニチャネルの開発及びデータベースマーケティング等、顧客のマーケティング支援全般を行う「マーケティング事業」、インターネット関連ベンチャー企業への投資等を行う「投資育成事業」、海外におけるインターネット広告販売、情報収集、投資先支援を主とした「海外事業」を行っております。

事業区分	主な事業内容
マーケティング事業	<ul style="list-style-type: none"> ・Yahoo! JAPAN、Google等インターネット広告代理業 ・マーケティング運用支援・分析、クリエイティブ、SEO、サイト開発等の総合的な支援サービス ・オムニチャネル開発・販売等 ・動画関連サービス ・SNS関連サービス ・インターネット広告効果測定システム等 ・データベースマーケティング
投資育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット関連ベンチャー企業への投資等
海外事業	<ul style="list-style-type: none"> ・アジアにおけるマーケティング運用支援及び、インターネット広告代理業等 ・海外調査・開発、投資先支援等（主に中国） ・米国における情報収集等

(12) 主要な営業所（平成29年12月31日現在）

① 当社

営 業 所	所 在 地
本 社	東 京 都 千 代 田 区

② 子会社

会 社 名	所 在 地
㈱ オ プ ト	東 京 都 千 代 田 区
クロスフィニティ㈱	東 京 都 千 代 田 区
ソウルドアウト㈱	東 京 都 千 代 田 区
スキルアップ・ビデオテクノロジーズ㈱	東 京 都 澁 谷 区

(13) 従業員の状況（平成29年12月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,573名	85名増

- (注) 1. 従業員には、パート・派遣社員は含まれておりません。
2. 従業員には、当社グループ外への出向者は含まれておりません。

(14) 主要な借入先（平成29年12月31日現在）

借入先	借入額
シンジケートローン	3,750百万円
㈱ 三井住友銀行	3,055百万円
㈱ みずほ銀行	2,435百万円
㈱三菱東京UFJ銀行	1,205百万円
㈱ りそな銀行	1,060百万円

- (注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とする計15行からの協調融資によるものであります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 86,630,400株
- ② 発行済株式の総数 23,817,700株（自己株式1,200,062株含む）
- ③ 株主数 5,030名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
H I B C ㈱	4,899,200株	21.66%
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口)	2,718,200株	12.01%
海 老 根 智 仁	1,436,900株	6.35%
B N Y M N O N - T R E A T Y D T T	1,236,200株	5.46%
野 内 敦	885,000株	3.91%
㈱ マ イ ナ ビ	755,800株	3.34%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	752,500株	3.32%
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	471,700株	2.08%
小 林 正 樹	450,800株	1.99%
㈱ タイム・アンド・スペース	390,800株	1.72%

- (注) 1. 当社は自己株式を1,200,062株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下は切り捨てしております。
 3. HIBC㈱は当社代表取締役社長グループCEOである鉢嶺登が全株式を保有する資産管理会社であります。
 4. ㈱タイム・アンド・スペースは当社取締役副社長グループCOOである野内敦が全株式を保有する資産管理会社であります。
 5. 新株予約権の行使により437,100株が増加、また自己株式の消却により6,709,000株が減少いたしました。これにより、発行済株式の総数が、6,271,900株減少しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

イ. 自己株式の取得

当社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

- ・取得した株式の種類 当社普通株式
- ・取得した株式の総数 3,769,000株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合14.52%）
- ・株式の取得価額の総額 2,868,209,000円
- ・取得日 平成29年2月14日

ロ. 自己株式の消却

当社は、平成29年2月13日開催の取締役会決議により、以下の通り、自己株式を消却いたしました。

- ・消却した株式の種類 当社普通株式
- ・消却した株式の総数 6,709,000株（従前保有する自己株式4,140,000株及びイ.により取得した自己株式のうち2,569,000株）
- ・消却した日 平成29年2月28日

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役に関する事項

(平成29年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長グループCEO	鉢 嶺 登	ソウルアウト㈱ 取締役 UTグループ㈱ 社外取締役
取締役副社長グループC00	野 内 敦	㈱オプトベンチャーズ 代表取締役 ㈱Platform ID 代表取締役社長 ㈱オプトインキュベート 代表取締役CEO ㈱オプトワークス 取締役
取 締 役	藁 田 秀 策	
取 締 役	水 谷 智 之	
取締役（監査等委員・常勤）	石 崎 信 明	㈱オプト 監査役 ㈱オプトワークス 監査役
取締役（監査等委員）	呉 雅 俊	㈱TNPパートナーズ 代表取締役社長 スキルアップ・ビデオテクノロジーズ㈱ 監査役
取締役（監査等委員）	山 上 俊 夫	弁護士 ㈱エスワンオーインタラクティブ 監査役

- (注) 1. 取締役水谷智之氏並びに取締役（監査等委員）石崎信明氏、呉雅俊氏及び山上俊夫氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）石崎信明氏は、上場企業の財務及び会計に関する業務を担当した経験があり、また中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとして、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）呉雅俊氏は、上場企業の財務及び経理に関する業務の担当、また取締役管理部長などを歴任した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）山上俊夫氏は、平成29年3月27日付で、当社子会社であるソウルアウト㈱の監査役を退任しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次の通りであります。
- ①平成29年3月24日開催の第23回定時株主総会において、水谷智之氏は新たに取締役に選任され就任しております。
- ②平成29年3月24日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって、取締役石橋宜忠氏は任期満了により退任しております。
- ③平成29年3月24日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって、取締役岩切隆吉氏は任期満了により退任しております。
6. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
7. 当社は、取締役水谷智之氏、取締役（監査等委員）石崎信明氏、呉雅俊氏及び山上俊夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 (1名)	73,799千円 (5,250千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	22,167千円 (22,167千円)
合 計 （うち社外取締役）	8名 (4名)	95,966千円 (27,417千円)

- (注) 1. 上記には、平成29年3月24日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成28年3月25日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）年額200,000千円以内、取締役（監査等委員）年額30,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

当社での地位	氏 名	他の法人等の重要な兼職の状況	当社での主な活動状況	責任限定契約の内容
取締役	水 谷 智 之		当事業年度に開催された取締役会16回のうち13回に出席し、長年におわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適当性を確保するための発言を適宜行っております。	当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額として限定する契約を締結しております。
取締役 (監査等委員)	石 崎 信 明	㈱オプト監査役 ㈱オプトワークス監査役	当事業年度に開催された取締役会16回全て、監査等委員会15回全てに出席し、中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとしての見地より、経営の客観性や中立性の観点から、議案審議等に必要発言を適宜行っております。	
取締役 (監査等委員)	呉 雅 俊	㈱TNPパートナーズ代表取締役社長 スキルアップ・ビデオテクノロジーズ㈱監査役	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査等委員会15回全てに出席し、上場企業での取締役経験者としての見地、経営の客観性や中立性の観点から、議案審議等に必要発言を適宜行っております。	
取締役 (監査等委員)	山 上 俊 夫	弁護士 ㈱エスワンオーナーインタラクティブ監査役	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査等委員会15回のうち14回に出席し、弁護士としての見地より、議案審議等に必要発言を適宜行っております。	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）石崎信明氏が兼務する㈱オプト、及び㈱オプトワークスは、当社の子会社であります。
2. 取締役（監査等委員）呉雅俊氏が兼務するスキルアップ・ビデオテクノロジーズ㈱は当社の子会社であります。なお、同氏が兼務する㈱TNPパートナーズと当社との関係には特記すべき事項はありません。
3. 取締役（監査等委員）山上俊夫氏が兼務する㈱エスワンオーナーインタラクティブは、当社の子会社であります。なお同氏は、平成29年3月27日付で、当社子会社であるソウルドアウト㈱の監査役を退任しております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 連結子会社のemFORCE Inc. は、当社の会計監査人以外の監査法人又は会計事務所の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

管理部門を管掌する役員が中心となって管理業務を所管する部門とともに研修、マニュアルの作成・配布を行うことなどにより、当社及び当社子会社の取締役及び役員に対しコンプライアンスの知識を高めるとともに、尊重する意識の醸成を図っております。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社子会社の取締役は、重要な意思決定及び報告に関して、「文書管理規程」に基づき文書の作成、保存・管理しております。当社子会社については、当社の監査等委員及び子会社の監査役が求めた場合、閲覧可能な状態としております。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会において「リスク管理基本方針」を制定し、管理部門を管掌する役員が中心となって役職者によって構成されるリスク管理事務局を運営し、リスク管理を行っております。リスク管理事務局は、適宜リスク管理の状況を取締役会へ報告しております。当社子会社においても、その規模及び特性等を踏まえ、当社の社内規程その他の体制に準じた規程等を制定し、損失の危機等の管理に係る体制を整備しております。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、事業計画を定め、会社として達成すべき業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにすることとしております。各部門に対し、業績への責任を明確化し、業務効率の向上を図っております。当社子会社においても、取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目について審議及び決定を行っております。

- ⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ企業の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。また、グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、当社担当取締役と子会社経営陣とが随時情報を交換し、グループ間の情報共有・意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図っております。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項
監査等委員会が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置しております。
- ⑦ 前号使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会を補助するべき使用人の人事異動に関しては、監査等委員会の意見を尊重しております。また、監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に反して、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けないものとしております。
- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員長に報告するための体制
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役（監査等委員である取締役を除く）による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査等委員長に報告することとしています。また、子会社の取締役及び監査役に対しては、当社の監査等委員長に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼす事実や不正行為、法令違反に対する相談を直接または間接的に報告出来る窓口を設置し、グループ全体の不正・法令違反防止に向けコンプライアンス強化に努めております。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員長に対して報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底しております。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかにこれに応じるものとしております。

⑪ その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査制度に対する理解を深め、社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。代表取締役は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、取締役会の開催前に監査等委員に対し開催日程を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を制定し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行っております。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制

取締役会で承認・決議された「コンプライアンス基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するにあたって必要な事項が定められた当社の規程及び規則において、反社会的勢力（犯罪対策関係会議により制定された『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」をいいます。）との関係を一切遮断することを定め、反社会的勢力による不当要求等に対しては、組織的に対応することとしております。

また、平素から、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、また弁護士等その他の外部の関係機関と緊密な連携関係を構築するとともに、新規取引の際の契約書に反社会的勢力排除条項を織り込んでおります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は16回開催しており、経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

② 取締役（監査等委員）の職務執行

取締役（監査等委員）は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的な情報交換等を行うことで、取締役の職務の執行について監査をしております。

③ リスク管理及びコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、リスク管理規程を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。また従業員に対しては、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識の向上に取り組んでおります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当方針を「のれん償却前親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%を目標」としてまいりましたが、今後の当社グループのさらなる企業価値向上に向け、経営体制の強化や収益の向上に必要な事業投資及び人材投資等を実施するための内部留保を確保することを目的として、平成29年12月期の配当につきましては、前期に比べて4円減配の1株当たり配当金を12円00銭とさせていただきますと存じます。

当事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満切り捨て、比率その他のについては小数点第2位で四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	36,284,315	流動負債	21,965,038
現金及び預金	15,753,327	支払手形及び買掛金	10,951,798
受取手形及び売掛金	12,888,753	短期借入金	49,200
営業投資有価証券	5,597,559	1年内返済予定の長期借入金	6,483,531
たな卸資産	121,051	未払法人税等	432,899
繰延税金資産	509,631	賞与引当金	568,617
その他	1,478,588	その他	3,478,991
貸倒引当金	△64,597		
固定資産	9,843,526	固定負債	5,349,644
(有形固定資産)	464,352	長期借入金	4,992,297
建物及び構築物	160,211	退職給付に係る負債	161,448
リース資産	78,050	繰延税金負債	73,887
その他	226,091	資産除去債務	116,888
(無形固定資産)	3,236,044	その他	5,122
のれん	1,013,891	負債合計	27,314,683
その他	2,222,152	【純資産の部】	
(投資その他の資産)	6,143,129	株主資本	14,704,545
投資有価証券	4,049,558	資本金	7,835,926
敷金及び保証金	1,593,798	資本剰余金	3,567,434
その他	567,633	利益剰余金	4,214,070
貸倒引当金	△67,861	自己株式	△912,886
資産合計	46,127,842	その他の包括利益累計額	514,193
		その他有価証券評価差額金	△1,389
		為替換算調整勘定	515,583
		新株予約権	1,244
		非支配株主持分	3,593,175
		純資産合計	18,813,159
		負債・純資産合計	46,127,842

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		82,602,185
売上原価		66,197,735
売上総利益		16,404,449
販売費及び一般管理費		14,180,448
営業利益		2,224,001
営業外収益		
受取利息	6,419	
受取配当金	44	
デリバティブ評価益	468,153	
その他	23,142	497,759
営業外費用		
支払利息	39,470	
支払手数料	15,440	
投資事業組合運用損	363,668	
持分法による投資損失	271,315	
貸倒引当金繰入額	17,327	
その他	92,955	800,178
経常利益		1,921,582
特別利益		
投資有価証券売却益	458,837	
新株予約権戻入益	2,397	
その他	23	461,258
特別損失		
固定資産除却損	18,338	
減損損失	2,704	
投資有価証券評価損	17,773	
投資有価証券売却損	19,599	
合弁契約解消損	257,810	
その他	8,376	324,603
税金等調整前当期純利益		2,058,237
法人税、住民税及び事業税	1,122,023	
法人税等調整額	△215,647	906,376
当期純利益		1,151,861
非支配株主に帰属する当期純利益		140,773
親会社株主に帰属する当期純利益		1,011,088

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	7,684,034	7,827,715	3,838,251	△3,148,046	16,201,954
当連結会計年度変動額					
新株の発行	151,892	151,892			303,784
剰余金の配当			△415,193		△415,193
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,011,088		1,011,088
自己株式の取得				△2,868,273	△2,868,273
自己株式の消却		△4,882,871	△220,562	5,103,433	—
支配継続子会社に対する 持分変動		470,698			470,698
連結範囲の変動			486		486
株主資本以外の項目 の当連結会計年度 変動額(純額)					
当連結会計年度 変動額合計	151,892	△4,260,280	375,819	2,235,159	△1,497,409
当連結会計年度末残高	7,835,926	3,567,434	4,214,070	△912,886	14,704,545

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他 利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	4,427	502,201	506,629	6,164	3,005,759	19,720,508
当連結会計年度変動額						
新株の発行						303,784
剰余金の配当						△415,193
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,011,088
自己株式の取得						△2,868,273
自己株式の消却						—
支配継続子会社に対する 持分変動						470,698
連結範囲の変動						486
株主資本以外の項目 の当連結会計年度 変動額(純額)	△5,817	13,381	7,563	△4,920	587,416	590,059
当連結会計年度 変動額合計	△5,817	13,381	7,563	△4,920	587,416	△907,349
当連結会計年度末残高	△1,389	515,583	514,193	1,244	3,593,175	18,813,159

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 27社
- ・連結子会社の名称
 - 株式会社オプト
 - ソウルドアウト株式会社
 - クロスフィニティ株式会社
 - 株式会社エスワンオーインタラクティブ
 - 株式会社サーチャイフ
 - スキルアップ・ビデオテクノロジーズ株式会社
 - 株式会社コネクトム
 - 株式会社ライトアップ
 - 株式会社グルーバー
 - 株式会社Platform ID
 - 株式会社Consumer first
 - 株式会社テクロコ
 - 株式会社グロウスギア
 - 株式会社brainy
 - ネットマーケ株式会社
 - 株式会社オプトベンチャーズ
 - オプトベンチャーズ1号投資事業有限責任組合
 - 株式会社オプトグロースパートナーズ
 - 株式会社オプトワークス
 - 株式会社オプトインキュベート
 - OPT America, Inc.
 - eMFORCE Inc.
 - OPT SEA Pte., Ltd.
 - grasia Pte., Ltd.
 - grasia Bangkok Co., Ltd.
 - 株式会社トキオ・ゲッツ
 - 株式会社マルチメディアスクール・ウェーヴ

株式会社brainy、ネットマーク株式会社、株式会社オプトワークスについては、当連結会計年度において新たに設立したため連結の範囲に含めております。

株式会社トキオ・ゲッツについては、平成29年2月の株式取得に伴い当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社オプトインキュベートについては、株式を追加取得したため、当連結会計年度より持分法を適用した関連会社から連結子会社へ変更しております。

株式会社クラシファイドについては、保有株式を売却したことにより連結の範囲から除外しております。なお、株式会社クラシファイドについては、持分比率減少時までの損益計算書のみを連結しております。

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称

天技中國有限公司

Demand Side Science株式会社

- ・ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法を適用した関連会社の数 4社
- ・ 持分法を適用した関連会社の名称

Chai Communication Co., LTD.

株式会社ジェネレイト

レッドフォックス株式会社

株式会社ジモティー

株式会社オプトインキュベートについては、株式を追加取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称
非連結子会社

天技中國有限公司
Demand Side Science株式会社

関連会社 : 株式会社Dot metrix

・持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用関連会社のうち、株式会社ジェネレイトの決算日は3月31日のため、連結決算日現在で実施した仮決算による計算書類を使用しております。

なお、その他の持分法適用関連会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ライトアップの決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

OPT SEA Pte.,Ltd.の決算日は11月30日であり、grasia Bangkok Co.,Ltd.の決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の決算日の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた連結会社間の重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ. その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

・投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

ハ. デリバティブ

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

ニ. たな卸資産

・商品、仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～18年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上の残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、合理的な年数で規則的に償却しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

ロ. 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「敷金及び保証金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

3. 追加情報に関する注記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 一括掲記のたな卸資産の内訳

商 品	22,652千円
仕掛品	95,084千円
貯蔵品	3,315千円

- (2) 非連結子会社及び関連会社に対するもの
 投資有価証券（株式） 1,512,775千円
 投資有価証券（その他の有価証券） 20,210千円
- (3) 担保資産及び担保付債務
 ①担保に供している資産
 現金及び預金（定期預金） 333,400千円
 ②上記に対応する債務
 買掛金 134,508千円
- (4) 有形固定資産の減価償却累計額 1,092,565千円
 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額2,106千円が含まれて
 おります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式	30,089,600株	437,100株	6,709,000株	23,817,700株
自己株式				
普通株式	4,140,000株	3,769,062株	6,709,000株	1,200,062株

- (2) 新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
当社	ストック・オプションとして の新株予約権	普通株式	912,700	—	912,700	—	—
連結子会社	—	—	—	—	—	—	1,244
合計			—	—	—	—	1,244

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年3月24日定時株主総会	普通株式	415,193	16.0	平成28年12月31日	平成29年3月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年3月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	271,411	12.0	平成29年12月31日	平成30年3月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金の状況及び金融市場の状況を鑑み、資金運用については安全性、流動性を重視した金融資産を購入しております。また、資金調達については安定性、経済性、機動性に配慮した手段を採用しております。

当社グループは、専門部署を通じ投資目的の有価証券を運用する、投資育成事業を行っております。デリバティブ取引は、自己株式に係る先物予約取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。外貨建の営業債権は、為替リスクに晒されております。投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、及び当社グループの業務上関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当社グループが保有する営業投資有価証券及び上記以外の投資有価証券は、主に株式及び組合等出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらのうち上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。また、未上場株式等については、未上場企業が、上場企業に比べ、収益基盤や財務基盤が不安定で経営資源も制約されることから、経済環境等の影響を受けやすいため、以下のリスクが存在します。

- a. 投資によってはキャピタルゲインが得られるかどうかについての確約はありません。
- b. 投資によってはキャピタルロスが発生する可能性があります。

デリバティブ取引は、自己株式に係る先物予約取引であり、取引相手の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。外貨建の営業債務は、為替リスクに晒されております。

借入金及び長期借入金は、運転資金等に必要な資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い営業債権について、取引開始時における与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の見直し等を実施しております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

デリバティブ取引の状況については、定期的に経営会議に報告しております。

当社グループは、財務担当部署において適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,753,327	15,753,327	—
(2) 受取手形及び 売掛金	12,888,753	12,888,753	—
(3) 営業投資有価証券 及び投資有価証券	1,260	1,260	—
資産計	28,643,341	28,643,341	—
(1) 支払手形及び 買掛金	10,951,798	10,951,798	—
(2) 短期借入金	49,200	49,200	—
(3) 長期借入金 (1年内返済予定 の長期借入金含む)	11,475,828	11,487,513	11,685
負債計	22,476,826	22,488,511	11,685
デリバティブ取引（※1）	468,153	468,153	—

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業投資有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、原則として株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格又は元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	7,520,314
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	2,105,332
その他の関係会社有価証券	20,210
合計	9,645,857

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 営業投資有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 借入金及びその他有利子負債の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	49,200	—	—	—
長期借入金	6,483,531	4,990,143	2,154	—
合計	6,532,731	4,990,143	2,154	—

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	672円	87銭
1株当たり当期純利益	43円	95銭

8. 重要な後発事象に関する注記

譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、平成30年2月8日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成30年3月29日開催予定の第24回定時株主総会（以下「本株主総会」という）に付議することといたしました。

(1)本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2)本制度の導入条件

本制度においては、当社の取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつきご承認を得られることを条件といたします。なお、平成28年3月25日開催の第22回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とのご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、ご承認をお願いする予定です。

(3)本制度の概要

本制度は、当社の取締役による株式保有の促進と当社の持続的な企業価値向上に向けた中長期インセンティブ報酬としての「長期株式報酬」と、平成30年2月9日に公表いたしました当社の中期経営計画の目標達成に向けたインセンティブ報酬としての「中期株式報酬」により構成されます。なお、中期株式報酬につきましては、当社の中期経営計画が対象とする当社2018年連結会計年度開始から2020年連結会計年度終了までの期間（以下、「役務提供期間」という）の職務執行の対価に相当する報酬の額を、原則として同期間の初年度に一括して付与を行います。

当社の取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することで、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。当該普通株式については、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）ものとします。

本制度に基づき当社の取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、年額550百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）といたします。ただし、当該報酬額のうち中期株式報酬については、原則として、中期経営計画が対象とする期間の初年度に、当該役務提供期間にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給するため、実質的には、本制度に基づき当社の取締役に対して支給する金銭報酬債権

の額は1事業年度あたり300百万円以内に相当すると考えております。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が発行又は処分する当社の普通株式の総数は、年36万株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該普通株式の総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する）とします。ただし、当該付与株式数のうち中期株式報酬については、原則として、中期経営計画が対象とする期間の初年度に、当該役務提供期間にわたる職務執行の対価に相当する株式を一括して付与するため、実質的には、本制度に基づき当社の取締役に付与する株式数は1事業年度あたり20万株以内に相当すると考えております。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式の発行又は処分を受ける当社の取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社の取締役会において決定するものといたします。

また、上記の金銭報酬債権の支給については、当社と本制度による当社の普通株式の発行又は処分を受ける当社の取締役との間において、①一定期間、当該普通株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償取得することなどをその内容を含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。当該普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社の取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本制度においては、当社の取締役のほか、当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対しても、当社の取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を発行又は処分する予定です。

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	9,903,720	流 動 負 債	6,695,573
現 金 及 び 預 金	3,465,772	1年内返済予定の長期借入金	6,300,000
売 掛 金	102,229	リ ー ス 債 務	68,593
営業投資有価証券	3,532,803	未 払 金	147,831
立 替 金	107,713	未 払 費 用	57,710
関係会社短期貸付金	1,285,000	未 払 法 人 税 等	3,513
未 収 入 金	512,329	前 受 金	16,047
未 収 消 費 税 等	1,141	預 り 金	17,317
未 収 還 付 法 人 税 等	37,122	賞 与 引 当 金	27,126
デリバティブ債権	468,153	そ の 他	57,433
繰 延 税 金 資 産	206,959		
そ の 他	184,589	固 定 負 債	4,576,097
貸 倒 引 当 金	△94	長 期 借 入 金	4,500,000
固 定 資 産	14,394,977	資 産 除 去 債 務	75,729
(有形固定資産)	172,440	そ の 他	367
建 物	83,727		
工 具 器 具 備 品	24,394	負 債 合 計	11,271,671
リ ー ス 資 産	64,318	【純資産の部】	
(無形固定資産)	97,338	株 主 資 本	13,028,172
特 許 権	1,590	資 本 金	7,835,926
商 標 権	1,117	資 本 剰 余 金	3,047,385
ソ フ ト ウ ェ ア	90,547	資 本 準 備 金	3,047,385
ソフトウェア仮勘定	1,701	利 益 剰 余 金	3,057,747
そ の 他	2,382	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,057,747
(投資その他の資産)	14,125,197	繰 越 利 益 剰 余 金	3,057,747
投 資 有 価 証 券	266,246	自 己 株 式	△912,886
関 係 会 社 株 式	10,332,700	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,145
その他の関係会社有価証券	684,751	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,145
長 期 貸 付 金	39,156		
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,130,000	純 資 産 合 計	13,027,026
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	9,963		
長 期 前 払 費 用	1,004	負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,298,698
敷 金 及 び 保 証 金	1,333,831		
繰 延 税 金 資 産	362,947		
貸 倒 引 当 金	△35,404		
資 産 合 計	24,298,698		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,463,513
売 上 原 価		747,849
売 上 総 利 益		715,664
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,056,870
営 業 損 失 (△)		△341,205
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	42,478	
有 価 証 券 利 息	591	
受 取 配 当 金	13	
業 務 受 託 料	1,256	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	468,153	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1,472	
そ の 他	10,435	524,399
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	34,316	
支 払 手 数 料	15,440	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	99,464	
為 替 差 損	36,419	
そ の 他	10,061	195,702
経 常 損 失 (△)		△12,507
特 別 利 益		
子 会 社 株 式 売 却 益	927,411	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	46,988	
新 株 予 約 権 戻 入 益	2,378	976,778
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,342	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	80,315	
合 弁 契 約 解 消 損	257,743	
そ の 他	42	340,443
税 引 前 当 期 純 利 益		623,827
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△124,578	
法 人 税 等 調 整 額	△252,707	△377,286
当 期 純 利 益		1,001,113

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	7,684,034	2,895,492	4,882,871	7,778,364	2,692,389	2,692,389
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	151,892	151,892		151,892		
剰 余 金 の 配 当					△415,193	△415,193
当 期 純 利 益					1,001,113	1,001,113
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 消 却			△4,882,871	△4,882,871	△220,562	△220,562
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	151,892	151,892	△4,882,871	△4,730,979	365,357	365,357
当 期 末 残 高	7,835,926	3,047,385	—	3,047,385	3,057,747	3,057,747

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△3,148,046	15,006,741	4,836	4,836	4,563	15,016,142
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		303,784				303,784
剰 余 金 の 配 当		△415,193				△415,193
当 期 純 利 益		1,001,113				1,001,113
自 己 株 式 の 取 得	△2,868,273	△2,868,273				△2,868,273
自 己 株 式 の 消 却	5,103,433					—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			△5,982	△5,982	△4,563	△10,546
当 期 変 動 額 合 計	2,235,159	△1,978,569	△5,982	△5,982	△4,563	△1,989,115
当 期 末 残 高	△912,886	13,028,172	△1,145	△1,145	—	13,027,026

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ. 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ハ. その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

・投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法を採用しております。

ニ. デリバティブ

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

② たな卸資産評価基準及び評価方法

イ. 仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～18年
工具器具備品	4～6年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用ソフトウェアについては社内利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
- ② 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

(5) 計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

該当事項はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

該当事項はありません。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	706,753千円
短期金銭債務	59,403千円

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 503,909千円
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額2,106千円が含まれております。

3. 損益計算書に関する注記

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

営業取引による取引高	1,151,867千円
営業取引以外の取引による取引高	48,210千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
自己株式				
普通株式	4,140,000株	3,769,062株	6,709,000株	1,200,062株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	10,871千円
賞与引当金	8,370千円
資産除去債務	17,662千円
長期未収入金	168,065千円
投資有価証券評価損	840,214千円
投資簿価修正額	92,755千円
減損損失	233千円
その他有価証券評価差額金	511千円
その他	47,619千円
繰延税金資産小計	1,186,304千円
評価性引当額	△612,671千円
繰延税金資産合計	573,632千円
繰延税金負債	
その他	△3,725千円
繰延税金負債合計	△3,725千円
繰延税金資産の純額	569,906千円

(注) 繰延税金資産の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産・繰延税金資産	206,959千円
固定資産・繰延税金資産	362,947千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資(百万円)	業内容	議決権等(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社オプト	東京都千代田区	100	広告の企画・販売	100.00% (一)	役員兼任 経営管理 資金貸付	経営指導料	282,689	売掛金	42,974
							連結納税(注2) 資金貸付	463,060	未収入金	463,060
							利息の受取(注3)	4,491	関係会社短期貸付金 その他流動資産	500,000 267
子会社	OPT America, Inc.	アメリカ合衆国カリフォルニア州	2,405	投資事業	100.00% (一)	資金貸付	資金貸付	1,130,000	関係会社長期貸付金	1,130,000
							利息の受取(注3)	31,167	その他流動資産	12,529

(注1) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 連結納税制度による連結法人税の受取予定額であります。

(注3) 取引金額については、市場金利等を勘案し利率を合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	議決権等(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	石橋 宜忠	(被所有) 直接 0.37%	当社取締役	新株予約権の行使(注1)	10,350	—	—

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

新株予約権の行使は、平成25年1月31日に当社取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

(注2) 石橋宜忠氏は、平成29年3月24日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって当社取締役を退任し、関連当事者に該当しなくなっております。このため、取引金額は取締役退任までの取引について記載しており、議決権等の被所有割合は取締役退任時の割合を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	575円	97銭
1株当たり当期純利益	43円	52銭

8. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「8. 重要な後発事象に関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月14日

株式会社オプトホールディング
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 守	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉山 正樹	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成島 徹	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オプトホールディングの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプトホールディング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年2月14日

株式会社オプトホールディング
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 守	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉山 正樹	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成島 徹	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オプトホールディングの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門及び内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月20日

株式会社オプトホールディング 監査等委員会

監査等委員長 (常勤)	石 崎 信 明◎
監査等委員	呉 雅 俊◎
監査等委員	山 上 俊 夫◎

(注) 監査等委員石崎信明氏、呉雅俊氏及び山上俊夫氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第24期の期末配当につきましては、今後の当社グループのさらなる企業価値向上に向け、経営体制の強化や収益の向上に必要な事業投資及び人材投資等を実施するための内部留保を確保する事を目的として、前期に比べて4円減配の1株当たり配当金を12円00銭といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円00銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、271,411,656円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年3月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業内容をより明確にするため、また今後の事業展開に対応するため、事業目的を追加、整理するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (条文省略) 1. 広告、宣伝に関する企画並びに制作 2～14 (条文省略) 15. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業 16～24 (条文省略)</p> <p>(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>25. 前各号に付帯する一切の業務 (新設)</p> <p><u>(2) 人材紹介業</u> <u>(3) 総務、会計・経理及び調達・購買等に関する業務並びに人事、労務管理に関する業務等の代行</u></p> <p>(本店の所在地) (剰余金の配当の除斥期間) 第3条～第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり) (1) (現行どおり) 1. 広告及び宣伝に関する企画並びに制作 2～14 (現行どおり) 15. 労働者派遣事業 16～24 (現行どおり) 25. <u>サービス及び商品の仕入、販売並びに貿易業務</u> 26. <u>旅行業者代理業</u> 27. <u>旅行サービス手配業</u> 28. <u>貨物利用運送事業</u> 29. <u>倉庫業</u> 30. <u>人材紹介業</u> 31. <u>特許権、著作権、著作隣接権、意匠権及び商標権等の知的財産権の管理運用並びに商品販売に係る許認可に関するコンサルティング</u> 32. <u>総務、会計・経理及び調達・購買等に関する業務並びに人事、労務管理に関する業務等の代行</u> 33. <u>本号1乃至32に付帯する一切の業務</u> <u>(2) 当社は、前号1乃至33の事業を営むことができる。</u> (削除) (削除)</p> <p>(本店の所在地) (剰余金の配当の除斥期間) 第3条～第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本事案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	はち みね のぼる 鉢 嶺 登 (昭和42年6月22日生)	平成3年4月 森ビル(株)入社 平成6年3月 (株)デカレッジス（現在の当社）設立 同社代表取締役社長 平成13年3月 当社代表取締役社長CEO 平成18年1月 当社代表取締役社長CVO 平成20年3月 当社代表取締役会長CVO 平成21年3月 当社代表取締役社長グループCEO（現任） 平成28年6月 U-Tグループ(株)社外取締役（現任） 平成29年3月 ソウルドアウト(株)取締役（現任）	5,000株
		<p>【選任理由】</p> <p>鉢嶺登氏は、長年にわたり優れたリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上を牽引してまいりました。今後も当社グループの持続的成長を実現するための事業基盤構築と、中長期的な企業価値向上のために適切な人材であることから、選任しております。</p>	
2	の うち あつし 野 内 敦 (昭和42年12月21日生)	平成3年4月 森ビル(株)入社 平成8年10月 当社入社 平成11年3月 当社取締役 平成15年2月 当社取締役事業本部長 平成16年2月 当社取締役CMO 平成18年1月 当社取締役COO 平成22年3月 当社取締役 平成23年7月 (株)Platform ID代表取締役社長 平成26年4月 同社代表取締役会長CEO 平成27年2月 (株)オプトベンチャーズ代表取締役（現任） 平成27年9月 (株)Platform ID代表取締役社長（現任） 平成28年3月 当社取締役 上席執行役員 平成28年3月 (株)オプトインキュベート代表取締役CEO（現任） 平成29年3月 当社取締役副社長グループCOO（現任） 平成29年5月 (株)オプトワークス取締役（現任）	885,000株
		<p>【選任理由】</p> <p>野内敦氏は、当社業務全般に精通し、強力なリーダーシップと決断力・実行力により、当社グループの企業価値向上を牽引してまいりました。今後も当社グループの持続的成長を実現するための事業基盤構築と、中長期的な企業価値向上のために適切な人材であることから、選任しております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	<p>※ てらぐち ひろし 寺口 博 (昭和34年10月27日生)</p>	<p>昭和57年4月 モービル石油(株)入社 平成12年12月 あおば生命保険(株)CFO 平成17年9月 アクサ生命保険(株)執行役員 平成19年3月 クインタイルズ・トランスナショナル・ジャパン(株) 経理財務本部長CFO 平成24年4月 (株)インテリジェンス取締役常務執行役員 平成26年3月 (株)すかいらく取締役執行役員CFO 平成29年8月 (株)オプトホールディング上席執行役員グループCFO(現任)</p>	—
	<p>【選任理由】 寺口博氏は、経理・財務等の実務や経営に長年携わり、平成29年8月から当社上席執行役員グループCFOとして、豊富な経験と高度な知識を活かし、当社の管理部門構造改革を財務面から推進してまいりました。今後も当社グループの持続的成長を実現するための事業基盤構築と中長期的な企業価値向上のために適切な人材であることから、新たに選任しております。</p>		
4	<p>みのだ しゅう さく 養田 秀策 (昭和26年7月20日生)</p>	<p>昭和49年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行)入社 平成10年6月 同社アレレンジャー業務推進室長 平成12年4月 同社シンジケーション部長 平成14年4月 (株)みずほコーポレート銀行(現(株)みずほ銀行)シンジケーション部長 平成16年4月 同社常務執行役員シンジケーションビジネスユニット統括・シンジケーション&ロントレーディングコンプライアンス統括・グループ統括 平成18年4月 同社常務執行役員 グローバルシンジケーションユニット・グローバルプロダクツユニット統括 平成19年7月 コールバーグ・クラビス・ロバーツジャパン代表取締役 兼 共同最高経営責任者 平成19年9月 コールバーグ・クラビス・ロバーツキャピタル・マーケットズ 代表取締役 平成20年1月 コールバーグ・クラビス・ロバーツジャパン 代表取締役社長 平成21年4月 日本トイザラス(株) 取締役 平成25年5月 コールバーグ・クラビス・ロバーツジャパン 代表取締役会長 平成26年9月 当社アドバイザー 平成27年3月 当社取締役(現任)</p>	10,000株
	<p>【選任理由】 養田秀策氏は、金融分野における国内外での豊富な経験及び企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対し、様々な視点から意見・提言をいただけるため選任しております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	みず たに とも ゆき 水 谷 智 之 (昭和39年8月16日生)	昭和63年4月 ㈱リクルート(現㈱リクルートホールディングス)入社 平成9年4月 『テックビーイング』 編集長 平成13年4月 『リクルートナビキャリア(現「リクナビNEXT」)』 編集長 平成14年4月 『ビーイング(関東版)』 編集長 平成16年4月 同社 執行役員(HRディビジョン担当) 平成18年4月 ㈱リクルートHRマーケティング(現㈱リクルートジョブズ) 代表取締役 平成19年4月 ㈱リクルート(現㈱リクルートホールディングス) 取締役 執行役員(人事・総務・コーポレートコミュニケーション担当) 平成21年4月 ㈱リクルートエージェント(現㈱リクルートキャリア) 常務執行役員 平成23年4月 ㈱リクルートエージェント 代表取締役社長 平成24年10月 ㈱リクルートキャリア 初代代表取締役社長 平成27年4月 ㈱リクルートホールディングス 顧問 平成28年4月 一般社団法人日本人材紹介業協会 顧問(現任) 平成29年3月 当社取締役<現任>	—
	【選任理由】 水谷智之氏は、(株)リクルート(現(株)リクルートホールディングス)にて主に人材ビジネス領域に携わり、同社人事担当取締役執行役員、(株)リクルートキャリアの初代代表取締役社長を経るなどの企業経営者としての活躍をはじめ、社外では社会起業家育成に携わるなど人材と社会貢献をテーマに幅広く活動し豊富な経験と幅広い見識を有していることから、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等をいただけるため選任しております。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
3. 水谷智之氏は、社外取締役候補者であります。
4. 水谷智之氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 蓑田秀策氏、水谷智之氏が再任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
6. 水谷智之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の再任が承認された場合は、引続き独立役員とする予定であります。
7. 鉢嶺登氏が全株式を保有する同氏の資産管理会社であるHIBC(株)が、当社株式4,899,200株を保有しております。
8. 野内敦氏が全株式を保有する同氏の資産管理会社である㈱タイム・アンド・スペースが、当社株式390,800株を保有しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	※ しの みや ふみ ゆき 四宮史幸 (昭和23年9月27日生)	昭和46年4月 (株)第一勧業銀行<現みずほ銀行>入行 平成13年6月 セイコーインスツル(株)常勤監査役 平成28年3月 クロスフィニティ(株)常勤監査役 平成28年10月 クロスフィニティ(株)取締役常勤監査等委員就任<現任>	—
	【選任理由】 四宮史幸氏は、金融分野における国内外での豊富な経験及び見識を有していること、また当社連結子会社であるクロスフィニティ株式会社の監査役及び監査等委員として監査を行い経営判断の場における適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、新たに選任しております。		
2	いし ざき のぶ あき 石崎信明 (昭和35年6月7日生)	昭和58年4月 藤和不動産(株)<現三菱地所レジデンス(株)>入社 平成12年4月 経営コンサルタント業開業 平成13年4月 当社常勤社外監査役 平成27年4月 ㈱オプト監査役<現任> 平成28年3月 ㈱クラシファイド監査役 平成28年3月 当社社外取締役 監査等委員<現任> 平成29年5月 ㈱オプトワークス監査役<現任>	19,600株
	【選任理由】 石崎信明氏は、中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとしての見地より経営の客観性や中立性の観点から、議案審議等に必要な意見・提言等をいただけるため選任しております。		
3	やま うえ とし お 山上俊夫 (昭和41年2月14日生)	平成9年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成18年3月 当社社外監査役 平成18年4月 やまうえ法律事務所開設<現任> 平成28年3月 ソウルドアウト(株)監査役 平成28年3月 当社社外取締役 監査等委員<現任> 平成29年3月 (株)エスワンオーインタラクティブ監査役<現任>	—
	【選任理由】 山上俊夫氏は、弁護士としての見地より、議案審議等に必要な意見・提言等をいただけるため選任しております。		

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はございません。
3. 四宮史幸氏、石崎信明氏及び山上俊夫氏は、社外取締役候補者であります。
4. 四宮史幸氏は、当社の子会社であるクロスフィニティ㈱の取締役常勤監査等委員を平成30年3月28日をもって退任する予定であります。
5. 石崎信明氏は、当社の子会社である㈱オプト及び㈱オプトワークスの監査役であります。
6. 山上俊夫氏は、当社の子会社である㈱エスワンオーインタラクティブの監査役であります。

7. 石崎信明氏及び山上俊夫氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
8. 当社は、石崎信明氏及び山上俊夫氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、四宮史幸氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
9. 当社は、石崎信明氏及び山上俊夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員(社外取締役)とする予定であります。また、四宮史幸氏につきましても東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員(社外取締役)として届け出る予定であります。

第5号議案 当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、平成28年3月25日開催の第22回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する制度（以下、「本制度」という）を導入することといたしたいと存じます。

本制度は、当社の取締役による株式保有の促進と当社の持続的な企業価値向上に向けた中長期的インセンティブ報酬としての「長期株式報酬」と、当社の新中期経営計画の目標達成に向けたインセンティブ報酬としての「中期株式報酬」により構成されます。なお、中期株式報酬につきましては、当社の中期経営計画が対象とする期間（以下、「役務提供期間」という）の職務執行の対価に相当する報酬の額を、原則として同期間の初年度に一括して付与を行います。

本制度に基づき、当社の取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という）とし、その総額は、上記の目的及び当社における当社の取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し相当と考えられる金額として、年額550百万円以内といたします。ただし、当該報酬額のうち中期株式報酬については、原則として、中期経営計画が対象とする期間の初年度に、当該役務提供期間にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給するため、実質的には、本制度に基づき当社の取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は1事業年度あたり300百万円以内に相当すると考えております。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役会において決定いたします。なお、上記の金銭報酬債権の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与は、当社における当社の取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

現在の当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）は3名ありますが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）は4名となります。また、当社の取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は

処分をされる当社の普通株式の総数は年36万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該普通株式の総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する）といたします。ただし、上記のとおり、当該付与株式数のうち中期株式報酬については、原則として、中期経営計画が対象とする期間の初年度に、当該役務提供期間にわたる職務執行の対価に相当する株式を一括して付与するため、実質的には、本制度に基づき当社の取締役が付与する普通株式の総数は1事業年度当たり20万株以内に相当すると考えております。

なお、当該発行又は処分をされる当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式の発行又は処分を受ける当社の取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社の取締役会において決定するものといたします。また、上記の金銭報酬債権は、当社の取締役が上記の現物出資に同意していること及び当社と当社の取締役との間で以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という）を締結していることを条件として支給するものといたします。

（1）譲渡制限期間

当社の取締役は、本割当契約に基づき当社の普通株式の割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下、「譲渡制限期間」という）、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という）。

（2）退任又は退職時の取扱い

取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役、監査役、執行役員、使用人、顧問及び相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡、その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、当社の取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役、監査役、執行役員、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了

する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（３）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会又はその委任を受けた取締役）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（６）その他取締役会で定める事項

上記（１）乃至（５）のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

（ご参考）本株主総会において本議案につきご承認をいただいた場合、当社の取締役のほか、当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対しても、当社の取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区四番町6番 東急番町ビル
当社5階会議室



交通のご案内

- ・ JR 中央線・総武線「市ヶ谷駅」 徒歩3分
東京メトロ有楽町線・南北線、都営新宿線
「市ヶ谷駅」3番出口 徒歩3分
- ・ 東京メトロ有楽町線「麹町駅」6番出口 徒歩5分